

みどり市指定地域密着型（介護予防）サービス事業者運営推進会議設置運営指針

1. 目的

この指針は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号。）（以下「基準省令」という。）に基づく運営推進会議（以下「会議」という。）の設置及び運営について、みどり市指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の適正な運営の確保に寄与することを目的とする。

2. 対象事業者

会議の設置が必要な事業所又は施設（以下「事業所等」という。）は、次の事業を実施する事業所等である。

- (1)（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- (2)（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3. 委員等

- (1) 会議の構成員（以下「委員」という。）は、次のとおりとする。

ア 利用者又は利用者の家族

イ 地域住民の代表者又は当該サービスに知見を有する者

ウ みどり市介護高齢課の職員及び東市民生活課の職員、並びに当該事業所等を管轄する地域包括支援センター職員

- (2) 委員数は、上記ア及びイの各分野から各 2 人以上、ウの分野から 1 人以上（計 5 人以上）とする。

- (3) 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。なお、転居や離職等の理由による役員の退任における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

- (4) 「地域住民の代表者」を例示すると、当該事業所が所在する行政区を代表する者であり、委員への就任については必ず行政区長と調整すること。

- (5) 「当該サービスに知見を有する者」は、基準省令において、当該会議設置事業所が提供するサービスについて知見を有する者であるとされていることに注意すること。また、議事の公平性・客観性を高めるため、事業者の関係者でない者とする。

(6) 「当該サービスに知見を有する者」を例示すると、高齢者福祉や介護保険制度に関する学識経験者、当該事業所が所在する地域の医療機関の医師・看護師・薬剤師、高齢者福祉や介護保険に係る資格を有する者（社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等）、その他高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者とする。

4. 会議の運営基準

- (1) 会議設置運営基準の明文化に努めること。
- (2) 会議を設置した事業所等は、速やかに運営推進会議設置報告書（様式第1号）をみどり市に提出すること。
- (3) 会議は定員の過半数以上、かつ外部構成員（3. 委員等(1)イ及びウで定める委員をいう。）のうち過半数の出席により成立すること。
- (4) 会議の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退いた後においても、同様とする。
- (5) 会議の開催場所は、当該事業所等で開催すること。ただし、特別な事情によりやむを得ず当該事業所等で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催する必要がある場合にはこの限りではない。
- (6) 会議の開催頻度は、基準省令に基づき概ね2か月に1回以上とする。
- (7) 会議の開催単位は、原則事業所等ごととする。ただし、同一法人が併設する事業所等のある場合に限り、みどり市と調整のうえ1つの会議の設置に代えることを可能とする。

5. 議事等の報告及び公表

- (1) 事業所等は、活動状況報告書（任意様式。以下「状況報告書」という。）を作成し、それに基づいて運営状況について報告すること。また、自己評価、外部評価、介護サービス情報の公表を実施した際には、概要を直近の会議で報告すること。
- (2) 事業所等は会議において、委員より運営状況について評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴くこと。あわせて、当該事業所等と地域との連携・交流に関することや、その他個別課題に関することについて意見交換を行うこと。
- (3) 事業所等は、会議の議事内容について記録し、会議終了後速やかに、運営推進会議報告書（様式第2号。以下「会議報告書」という。）を作成すること。また、作成した会議報告書を次回開催の会議にて委員に配布すること。
- (4) みどり市は、委員であるみどり市介護高齢課職員又は地域包括支援センター職員に対して配布された会議報告書について、ホームページにおいて、会議を開催した日から2年間掲示する。

- (5) 事業所等は、状況報告書及び会議報告書を公表することとし、事業所の窓口等で自由に閲覧できるように努めること。また、事業所等のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めること。
- (6) 事業所等は、状況報告書及び会議報告書を、その完結の日から2年間保存すること。
- (7) 事業所等は、会議における報告資料については、利用者のプライバシー保護のため、利用者個人が特定される部分は削除するなど配慮すること。

6. その他

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

(様式第1号)

_____運営推進会議設置報告書

当法人が設置運営する下記事業所について、次のとおり運営推進会議を設置します。

事業所	名称		電話番号				
	所在地						
設置運営 法人	名称		電話番号				
	所在地						
構 成 員	区分	氏名	住所	役職等	委員分野		
	委 員					ア・イ・ウ	
						ア・イ・ウ	
						ア・イ・ウ	
						ア・イ・ウ	
						ア・イ・ウ	
						ア・イ・ウ	
	事 務 局	氏名	役職等				
開催計画							
第1回	年	月	日	第5回	年	月	日
第2回	年	月	日	第6回	年	月	日
第3回	年	月	日				
第4回	年	月	日				

※1「委員分野」欄には、みどり市指定地域密着型（介護予防）サービス事業者運営推進会議設置運営指針の3委員等（1）にあるア～ウの別を記入してください。

※2「役職等」には、行政区役員、民生委員、老人クラブ、医師、学識経験者、福祉事業関係者、介護支援専門員、介護福祉士等を記入してください。

参考

○○○○運営推進会議設置運用要綱

(目的)

第1条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第○○条に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また「○○○（事業所名）」が提供しているサービスを明らかにすることにより、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、「○○○○運営推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

※参考

小規模多機能型居宅介護 第85条

認知症対応型共同生活介護 第108条

地域密着型特定施設入居者生活介護 第129条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第157条

(組織)

第2条 会議は委員○名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから事業所の長が委嘱する。

- (1) 利用者又は利用者の家族
- (2) 地域住民の代表又は当該サービスに知見を有する者
- (3) 市職員又は地域包括支援センター職員

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 会議の開催方法は次のとおりとする。

- (1) 会議は、原則として、2か月に1回開催とする。
- (2) 会議は事業所の長が召集する。
- (3) 会議の進行は事業所にて行う。

(議題)

第4条 会議の議題は次のとおりとする。

- (1) 利用者の状況、サービス提供の状況
- (2) サービスの評価

- (3) サービスへの要望、助言など
- (4) その他特に必要と認められた事項

(通知方法等)

第5条 会議開催の通知方法等は次のとおりとする。

- (1) 会議開催予定日を市に報告し調整をする。
- (2) 会議開催通知は、書面配布、掲示等により行う。
- (3) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

(記録の作成及び公表)

第6条 会議の議事については、開催の都度報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに事業所内において閲覧できるようにする。

(守秘義務)

第7条 守秘義務については次のとおりとする。

- (1) 運営推進会議委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らすことをしてはいけない。また、委員を退いた後においても、同様とする。
- (2) 運営推進会議委員に関する個人情報、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意無しに、または、同意を得ずに公表される事は無い。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、事業所において処理する。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。